

令和7年度

介護職員初任者研修の受講費用を助成します

知識やスキルを身につけて、介護や障害の分野で活躍しませんか？

静岡市では、質の高い介護人材の確保と介護施設等への定着促進を図るため、厚生労働省認定の公的資格である「介護職員初任者研修等」を修了し、3か月以上、市内の介護施設等で就労すること等を条件に、研修受講費用の一部を助成します。

既に就労中の方も対象となります

1 助成要件

次の(1)～(3)の全てに該当する方

- (1)市税を滞納していない方
 - (2)研修受講費用について、他の制度による助成を受けていない方
 - (3)助成金申込受理通知日以降、介護職員初任者研修等を修了し、市内の介護施設、障害者施設等で福祉サービス従事者として継続して3か月以上就労している方
- ※助成金申込前から就労中の方も対象です。
※就労形態は、常勤・非常勤の別を問いません。

2 助成額

「介護職員初任者研修等」の受講料及び教材費の2分の1

※上限5万円・10円未満の端数切捨

※期間内に予算を超える応募があった場合は、先着順で決定します。

3 申込書受付期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

※介護職員初任者研修等修了前に申込書を提出してください。



●申請書の入手方法、事業の詳細等については、下記のウェブページをご覧ください。

静岡市介護保険課【人材確保推進事業】ウェブページ

URL:<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s003029.html>

●以下から電子申請も可能です。

URL:<https://logoform.jp/form/79j2/538657>



《問合せ・申請先》 静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部

○介護施設等で就労される方は

介護保険課

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号 新館14階

TEL：054-221-1202

FAX：054-221-1298

○障害者施設等で就労される方は

障害者支援推進課

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号 新館15階

TEL：054-221-1098

FAX：054-221-1108

助成申請の流れ

申請者

静岡市

(介護保険課・障害者支援推進課)

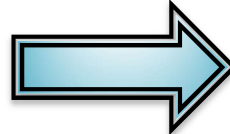
「介護職員初任者研修」に申込み



「助成金申込書」(様式第1号)を提出(R8.3.31×)

<添付書類>

- ・市税に滞納が無いことを示す証明書又は市税納付状況調査同意書(様式第2号)
- ・研修受講料が確認できる書類
- ・研修受講申込書の写し

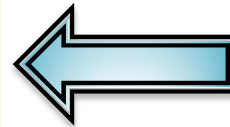


提出書類を審査



助成金申込受理通知日以降

- ・介護職員初任者研修等を修了
- ・市内の介護施設、障害者施設等(※)で3か月以上就労



「助成金申込受理通知書」
(様式第3号)を送付

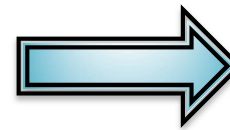


「助成金交付申請書」(様式第4号)を提出

(研修修了日又は3か月以上就労した日のいずれか遅い日が属する年度の3月末日×)

<添付書類>

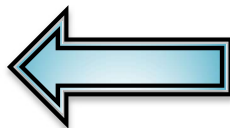
- ・雇用証明書(様式第5号)
- ・研修修了を証する書類の写し
- ・研修受講料等の領収書の写し



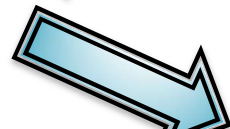
提出書類を審査



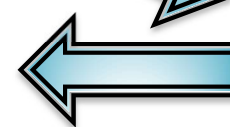
「請求書」(様式第7号)を提出



「助成金交付決定兼確定通知書」
(様式第6号)を送付



助成金の交付



助成金の入金を確認

※「介護施設等」

介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、第8条の2第1項に規定する介護予防サービス(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)及び同条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所をいいます。

※「障害者施設等」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第2項に規定する居宅介護、第5条第3項に規定する重度訪問介護、第5条第4項に規定する同行援護及び第5条第5項に規定する行動援護を行う事業所をいいます。但し、同行援護及び行動援護を行う事業所で従事するには、実務経験が必要になりますのでご注意ください。